

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）の規定に基づく各保護変更決定処分に係る各審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件各審査請求は、いずれも棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は、〇〇区福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、平成 30 年 9 月 10 日付けの保護変更決定通知書（以下「本件処分 1 通知書」という。）により行った保護変更決定処分（以下「本件処分 1」という。）及び同年 11 月 5 日付けの保護変更決定通知書（以下「本件処分 2 通知書」という。）により行った保護変更決定処分（以下「本件処分 2」といい、本件処分 1 と併せて「本件各処分」という。）について、それぞれの取消しを求めるというものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人の主張は、おおむね、次のとおりであり、本件処分は違法又は不当である旨を主張しているものと解される。

無駄遣いせず正しく生活しているのに、さらに生活保護費を減額するという政府の決定は、弱者に対する苛めである。

第 4 審理員意見書の結論

本件各審査請求はいずれも理由がないから、行政不服審査法 45

条 2 項の規定を適用して、棄却すべきである。

第 5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成 3 1 年 3 月 1 3 日	諮問
平成 3 1 年 4 月 1 8 日	審議（第 3 2 回第 1 部会）
令和 元年 5 月 2 3 日	審議（第 3 3 回第 1 部会）

第 6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

法 8 条 1 項の規定によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準（保護基準）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとしてされており、保護費の額の算定は、保護基準によって、法 1 1 条 1 項各号に掲げられている扶助の種類ごとに定められたところに従い、要保護者各々について具体的に決定されるものである。

法 2 5 条 2 項及び同項が準用する 2 4 条 4 項の規定によれば、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、決定の理由を付した書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとされている。

また、保護基準によれば、1 2 月の保護費（基準生活費）の算定に当たっては、期末一時扶助費を計上することとされており、請求人の場合は 1 3, 8 9 0 円を計上することとされている（別表第 1・第 1 章・1・(2)・ア）。

2 これを、本件について検討すると、処分庁は、本件改定により保護基準が改定されたことに伴い、請求人に係る保護費の支給額が平成30年10月1日より変更されることとなったため、請求人に対し、変更日を同日として、「基準改定による変更」との理由を付して本件処分1を行ったことが認められる。

このことにつき、審理員が調査したところによれば、本件処分1は、法の規定及び本件改定後の保護基準に従って適正になされており、支給額の算定は、生活扶助の項目の基準生活費について見ると、保護基準が定める年齢別、世帯構成別、所在地域別などの区分（請求人の場合、60～64歳・1人世帯・1級地—1の各区分に該当する。）に正確に当てはめた上で行われているなど、その他全体として違算も認められない。

また、本件処分2は、保護基準に基づき、期末一時扶助の認定が適正になされており、違算も認められない。

以上のことから、本件各処分に違法又は不当な点を認めることはできない。

3 請求人は、上記（第3）のとおり主張するが、2に述べたとおり、本件各処分は、法及び本件改定により改定された保護基準に従って適正になされ、かつ、違算等の事実もないものと認められることから、本件各処分を違法又は不当なものとして評価することができない。

請求人は、保護の実施機関が、改定された保護基準に則った処分をすること自体に不服を申し立てているものとも解される。

しかし、請求人が問題とする保護基準は、法規範としての性格を有するものであり（原田尚彦著「行政法要論（全訂第七版補訂二版）」113及び114頁参照）、保護基準自体に不当又は不備な点があるとして、その不適用を求める主張は、つまるところ立法論又は政策論に属するものであると解され、一般的にこのような主張は、法令の規定に基づいてなされた本件各処分の適否の判断を左右

するものではない。

そもそも、行政機関である処分庁は、現行の法令を所与のものとした上で、これに則って処分を行い、また、同じく行政機関である審査庁も、現行の法令を所与のものとした上で、審査請求に対する判断を行うことをその職分とするものであるから、法令の規定ないし法令に基づく制度そのものに対する不服について、本件各処分を取り消す理由として認める等のことは、審査庁においてはできない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

本件各処分について、上記 2 及び 3 に述べた以外の点においても、違法又は不当があるとは認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

高橋滋、千代田有子、川合敏樹